

## 📎 資産税～お役立ち～新聞 📎

📍 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📍

第 54 号(2020 年 2 月)

📎 << 離縁の手続き\_婚姻手続きの規定が準用 >> 📎

### 📍 [協議離縁には婚姻手続きの規定を準用]

養親と養子が、話し合いの上で離縁する「協議離縁」については、婚姻届出に関する種々の規定が準用されます。(民法第 812 条)

### 📍 [成年後見人の同意は不要]

精神上の障がい等の理由で平常意思を持ち得ない状態にあり、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者を「成年被後見人」と呼びます。そして、この成年被後見人には、その保護者として「成年後見人」が付き、一切の法律行為については、この成年後見人が代理する事となります。

では、成年被後見人が婚姻する際には、その保護者である成年後見人が代理で婚姻するのでしょうか？

答えは「いいえ」です。(民法第 738 条)

さすがに成年後見人といえども、他人の代理で婚姻する訳にはいかないのです。

この規定は、養親又は養子となっている成年被後見人が協議離縁をする際にも準用されるのです。

従って、成年被後見人が協議離縁をする際には、その保護者である成年後見人の同意は不要となります。

### 📍 [離縁の手続きには婚姻届出の規定を準用]

婚姻は、婚姻の届出が市区町村役場に受理されて初めて成立します。

また、その婚姻の届出をする際には、夫婦となる者双方及び成年の証人二人以上により署名された書面で届け出る必要があります。

もし、書面による届出が困難な場合には、これらの者からの口頭で届出をしなければなりません。(民法第 739 条 2 項)

この規定は、協議離縁の際にも準用されます。すなわち、協議離縁は、養親と養子の双方及び成年の証人二人以上により署名された書面で市区町村役場に届け出る必要があるのです。

なお、書面による届出が困難な場合には、婚姻の届出と同様にこれらの者からの口頭による届出でも構いません。

### 📍 [詐欺や強迫による場合の取消し]

騙されたり強迫されたりして婚姻の届出をした者又は協議離縁の届出をした者は、その婚姻の取消し又は離縁の取消しを家庭裁判所に請求する事が出来ます。

また、この取消しの請求は、騙された者がこれに気付き、或いは、強迫された者がその強迫から解放されて自由になった後、婚姻取消しの場合には三ヶ月以内・離縁取消しの場合には六ヶ月以内に取り消しの請求をしないと取り消しが出来なくなってしまいます。

なお、たとえ婚姻の場合は三ヶ月・離縁の場合は六ヶ月を経過していなくても本人が改めてその婚姻又は離縁を承認(追認)してしまうと、やはり取消しは出来なくなってしまいます。

📍 [終わり] 📍